

# 株式会社ユニテッドアローズに対する景品表示法に基づく措置命令について

平成23年3月24日  
消費者庁

消費者庁は、本日、株式会社ユニテッドアローズ（以下「ユニテッドアローズ」という。）に対し、同社が供給する衣料品等の表示について、景品表示法第6条の規定（同法第4条第1項第3号（不当な原産国表示））に基づき、措置命令（別添参照）を行ったので公表する。

## 1 ユニテッドアローズの概要

事業者名 株式会社ユニテッドアローズ  
所在地 東京都渋谷区神宮前二丁目31番12号  
代表者 代表取締役 重松 理  
設立年月 平成元年10月  
資本金 30億3000万円（平成23年2月時点）

## 2 措置命令の概要

### (1) 違反事実の概要

#### ア 対象商品

ユニテッドアローズが国内の衣料品等製造業者から仕入れ、また、外国の衣料品等製造業者から輸入し、平成18年10月から平成22年8月までの間、それぞれ、直営店舗、自社が運営するウェブサイト及び他社が運営するウェブサイトを通じて一般消費者に供給していた別表「品目（品番）」欄記載の38商品

#### イ 対象となる表示

別表「表示期間」欄記載の期間に行われた「表示媒体」欄記載の表示媒体における「原産国の表示内容」欄記載の表示

### <表示例>

Tシャツ（品番1117-599-1502） 〔下げ札〕	バンブル（品番1733-343-0142） 〔タグ〕
	

### 【本件に対する問い合わせ先】

消費者庁表示対策課 担当者：佐藤（政）、會田  
電話 03-3507-9233  
ホームページ <http://www.caa.go.jp/>

ウ 調査結果

対象商品の原産国は、別表の「実際の実産国」欄記載の国であり、原産国を判別することが困難な表示であった（関係法条：景品表示法第4条第1項第3号）。

(2) 命令の概要

ア 前記(1)イの表示は、対象商品の原産国について、一般消費者に誤認される表示である旨を一般消費者に周知徹底すること。

イ 再発防止策を講じて、これを役員及び従業員に周知徹底すること。

ウ 今後、同様の表示を行わないこと。

## 別表

番号	品目（品番）	表示媒体	原産国の表示内容	実際の出産国	表示期間
1	Tシャツ (1117-599-1502)	下げ札	アメリカ製	エルサルバドル共和国	平成18年10月～ 平成21年3月
2	バングル (1733-343-0141)	タグ	アメリカ製	中華人民共和国	番号2 平成19年1月～ 同年11月 番号3 平成19年1月～ 同年12月
3	(1733-343-0142)				
4	ブックマーカー (1983-499-1339-9100)	タグ	フランス製	イタリア共和国	平成19年1月～ 平成21年6月
5	(1983-499-1340-9100)				
6	(1983-499-1341-9100)				
7	(1983-499-1342-9100)				
8	(1983-499-1343-9100)				
9	フォトフレーム (1983-499-1335-0700)	タグ	フランス製	イタリア共和国	平成19年1月～ 平成21年6月
10	(1983-499-1336-0700)				
11	(1983-499-1337-0700)				
12	(1983-499-1338-0700)				
13	バングル (1733-343-0135、 1733-343-0575)	・タグ ・ウェブサイト (1733-343-186 1のみ)	アメリカ製	中華人民共和国	番号13 平成19年2月～ 同年11月及び 平成20年1月～ 同年5月 番号14 平成19年2月～ 同年12月 番号15 平成19年8月～ 同年12月及び 平成21年1月～ 同年8月
14	(1733-343-0138)				
15	(1733-343-4683、 1733-343-1861)				
16	シャツ (1111-599-2429)	・下げ札 ・ウェブサイト	中国製	日本国	平成20年2月～ 平成21年5月
17	バッグ (1832-343-2304)	・下げ札 ・ウェブサイト	イタリア製	中華人民共和国	平成20年8月～ 同年12月
18	(1832-343-2305)				
19	(1832-343-2306)				
20	シューケア用ブラシ (3148-499-0523)	タグ	イタリア製	ドイツ連邦共和国	平成21年1月～ 平成22年3月
21	シューケア用ブラシ (6148-404-0023)	タグ	イタリア製	ドイツ連邦共和国	平成21年1月～ 平成22年5月
22	・ポット型浄水器 (1984-499-0329)	タグ	中国製	ドイツ連邦共和国	平成21年2月～ 平成22年4月
23	・ポット型浄水器カー トリッジ (1984-499-0330)				
24	Tシャツ (1169-599-1105)	・下げ札 ・ウェブサイト	日本製	中華人民共和国	平成21年7月～ 同年8月
25	(1169-599-1106)				
26	(1169-599-1107)				
27	(1169-599-1108)				
28	(1169-599-1110)				

番号	品目（品番）	表示媒体	原産国の表示内容	実際の出産国	表示期間
29	バッグ (1732-599-4524)	下げ札	日本製	中華人民共和国	平成21年9月
30	コットンニット (7413-563-0184)	下げ札	日本製	中華人民共和国	平成21年11月～ 同年12月
31	旅行用洗剤 (6723-499-0132)	タグ	イギリス製	中華人民共和国	平成21年12月
32	ジャケット (1259-599-0189)	下げ札	日本製	中華人民共和国	平成21年12月～ 平成22年2月
33	帽子 (1828-499-0018)	・下げ札 ・ウェブサイト	ベトナム製	中華人民共和国	平成22年4月～ 同年5月
34	バッグ (1732-599-4760)	下げ札 (2種類)	・モロッコ製 (下げ札①) ・Made in Japan (下げ札②)	モロッコ王国	平成22年4月～ 同年6月
35	海水パンツ (3843-599-0014)	下げ札	日本製	中華人民共和国	平成22年5月
36	スポンジ (1989-499-1629)	・下げ札 ・ウェブサイト	オーストリア製	イタリア共和国	平成21年9月～ 平成22年5月
37	指輪 (1833-699-5337)	・タグ ・ウェブサイト	日本製	中華人民共和国	平成22年6月～ 同年7月
38	ヘアバンド (1833-599-5262)	・タグ ・ウェブサイト	中国製	日本国	平成22年8月

## ○不当景品類及び不当表示防止法（抜粋）

（昭和三十七年法律第百三十四号）

### （目的）

**第一条** この法律は、商品及び役務の取引に関連する不当な景品類及び表示による顧客の誘引を防止するため、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれのある行為の制限及び禁止について定めることにより、一般消費者の利益を保護することを目的とする。

### （不当な表示の禁止）

**第四条** 事業者は、自己の供給する商品又は役務の取引について、次の各号のいずれかに該当する表示をしてはならない。

一 商品又は役務の品質、規格その他の内容について、一般消費者に対し、実際のものよりも著しく優良であると示し、又は事実と相違して当該事業者と同種若しくは類似の商品若しくは役務を供給している他の事業者に係るものよりも著しく優良であると示す表示であつて、不当に顧客を誘引し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれがあると認められるもの

二 商品又は役務の価格その他の取引条件について、実際のもの又は当該事業者と同種若しくは類似の商品若しくは役務を供給している他の事業者に係るものよりも取引の相手方に著しく有利であると一般消費者に誤認される表示であつて、不当に顧客を誘引し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれがあると認められるもの

三 前二号に掲げるもののほか、商品又は役務の取引に関する事項について一般消費者に誤認されるおそれがある表示であつて、不当に顧客を誘引し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれがあると認めて内閣総理大臣が指定するもの

2 （省略）

### （措置命令）

**第六条** 内閣総理大臣は、第三条の規定による制限若しくは禁止又は第四条第一項の規定に違反する行為があるときは、当該事業者に対し、その行為の差止め若しくはその行為が再び行われることを防止するために必要な事項又はこれらの実施に関連する公示その他必要な事項を命ずることができる。その命令は、当該違反行為が既になくなつている場合においても、次に掲げる者に対し、することができる。

一 当該違反行為をした事業者

二 当該違反行為をした事業者が法人である場合において、当該法人が合併により消滅したときにおける合併後存続し、又は合併により設立された法人

三 当該違反行為をした事業者が法人である場合において、当該法人から分割により当該違反行為に係る事業の全部又は一部を承継した法人

四 当該違反行為をした事業者から当該違反行為に係る事業の全部又は一部を譲り受けた事業者

### （報告の徴収及び立入検査等）

**第九条** 内閣総理大臣は、第六条の規定による命令を行うため必要があると認めるときは、当該事業者若しくはその者とその事業に関して関係のある事業者に対し、その業務若しくは財産に関して報告をさせ、若しくは帳簿書類その他の物件の提出を命じ、又はその職員に、当該事業者若しくはその者とその事業に関して関係のある事業者の事務所、事業所その他その事業を行う場所に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2～4 (省略)

**(権限の委任)**

**第十二条** 内閣総理大臣は、この法律による権限（政令で定めるものを除く。）を消費者庁長官に委任する。

2及び3 (省略)

**○ 不当景品類及び不当表示防止法第十二条第一項及び第二項の規定による権限の委任に関する政令（抜粋）**

(平成二十一年政令第二百十八号)

**(消費者庁長官に委任されない権限)**

**第一条** 不当景品類及び不当表示防止法（以下「法」という。）第十二条第一項の政令で定める権限は、法第二条第三項及び第四項、第三条、第四条第一項第三号並びに第五条第一項（消費者委員会からの意見の聴取に係る部分に限る。）及び第二項の規定による権限とする。

**○ 商品の原産国に関する不当な表示（抜粋）**

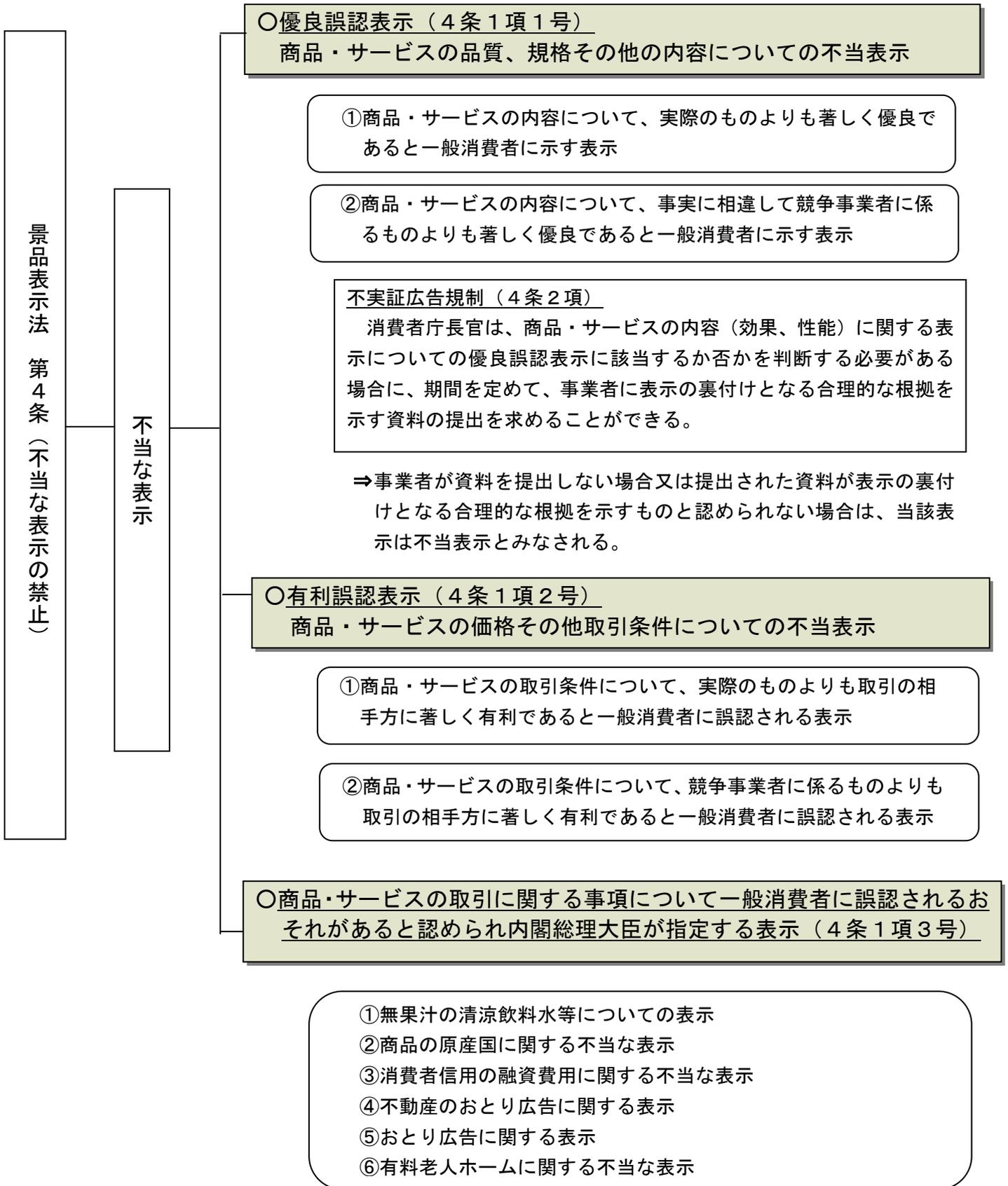
(昭和四十八年公正取引委員会告示第三十四号)

- 1 国内で生産された商品についての次の各号の一に掲げる表示であつて、その商品が国内で生産されたものであることを一般消費者が判別することが困難であると認められるもの
  - 一 外国の国名、地名、国旗、紋章その他これらに類するものの表示
  - 二 外国の事業者又はデザイナーの氏名、名称又は商標の表示
  - 三 文字による表示の全部又は主要部分が外国の文字で示されている表示
- 2 外国で生産された商品についての次の各号の一に掲げる表示であつて、その商品がその原産国で生産されたものであることを一般消費者が判別することが困難であると認められるもの
  - 一 その商品の原産国以外の国の国名、地名、国旗、紋章その他これらに類するものの表示
  - 二 その商品の原産国以外の国の事業者又はデザイナーの氏名、名称又は商標の表示
  - 三 文字による表示の全部又は主要部分が和文で示されている表示

**備考**

- 1 この告示で「原産国」とは、その商品の内容について実質的な変更をもたらす行為が行なわれた国をいう。
- 2 (省略)

景品表示法による表示規制の概要



消 表 対 第 1 5 7 号  
平成 2 3 年 3 月 2 4 日

株式会社ユナイテッドアローズ  
代表取締役 重松 理 殿

消費者庁長官 福嶋 浩彦

(公印省略)

### 不当景品類及び不当表示防止法第 6 条に基づく措置命令

貴社は、貴社が供給する別表の「品目（品番）」欄記載の 38 商品（以下「本件 38 商品」という。）の取引について、不当景品類及び不当表示防止法（昭和 37 年法律第 134 号。以下「景品表示法」という。）第 4 条第 1 項の規定により禁止されている同項第 3 号の規定に基づく「商品の原産国に関する不当な表示」（昭和 48 年公正取引委員会告示第 34 号）第 1 項及び第 2 項に該当する表示を行っていたので、同法第 6 条の規定に基づき、次のとおり命令する。

#### 1 命令の内容

- (1) 貴社は、貴社が、平成 18 年 10 月から平成 22 年 8 月までの間に供給していた本件 38 商品の原産国に係る表示に関して、次に掲げる事項を速やかに一般消費者に周知徹底しなければならない。この周知徹底の方法については、あらかじめ、消費者庁長官の承認を受けなければならない。
  - ア 本件 38 商品について、別表の「表示媒体」欄に記載した下げ札又はタグ並びに貴社が運営するウェブサイト及び他社が運営するウェブサイトにおいて、別表の「原産国の表示内容」欄に記載のとおり、原産国を記載していたこと。
  - イ 実際には、本件 38 商品の原産国は、別表の「実際の原産国」欄に記載のとおりであったこと。
  - ウ 前記アの表示は、本件 38 商品の原産国について、一般消費者に誤認される表示であり、景品表示法に違反するものであること。
- (2) 貴社は、今後、本件 38 商品又はこれらと同種の商品の取引に関し、前記(1)記載の表示と同様の表示が行われることを防止するために必要な措置を講じ、これを自社の役員及び従業員に周知徹底しなければならない。
- (3) 貴社は、今後、本件 38 商品又はこれらと同種の商品の取引に関し、前記(1)記載の表示と同様の表示を行うことにより、当該商品の原産国について、一般消費者が判別することが困難である表示をしてはならない。
- (4) 貴社は、前記(1)に基づいて行った周知徹底及び前記(2)に基づいて講じた措置につい

て、速やかに文書をもって消費者庁長官に報告しなければならない。

## 2 事実

(1) 株式会社ユナイテッドアローズ（以下「ユナイテッドアローズ」という。）は、東京都渋谷区神宮前二丁目31番12号に本店を置き、衣料品等の小売業を営む事業者である。

(2)ア ユナイテッドアローズは、本件38商品を、国内の衣料品等製造業者から仕入れ、また、外国の衣料品等製造業者から輸入し、平成18年10月から平成22年8月までの間、それぞれ、「UNITED ARROWS」、「united arrows green label relaxing」、「BEAUTY&YOUTH UNITED ARROWS」等と称する直営店舗において並びにユナイテッドアローズが運営する「UNITED ARROWS LTD. ONLINE STORE」と称するウェブサイト（以下「自社ウェブサイト」という。）、株式会社ルミネが運営する「iLumine」と称するウェブサイト、KDDI株式会社が運営する「au one Brand Garden」と称するウェブサイト及び株式会社スタートトゥデイが運営する「ZOZOTOWN」と称するウェブサイト（以下、これらを総称して「他社ウェブサイト」という。）を通じて、一般消費者に供給していた。

イ ユナイテッドアローズは、本件38商品について、国内の衣料品等製造業者から仕入れる商品については当該業者に下げ札又はタグを取り付けさせ、外国の衣料品等製造業者から輸入する商品については物流倉庫業者にこれら商品の輸入及び直営店等への配送を委託するとともに当該物流倉庫業者に下げ札又はタグを取り付けさせているところ、これら下げ札及びタグの表示内容を自ら決定し、また、自社ウェブサイト及び他社ウェブサイトを通じて販売する商品についてはこれらウェブサイトの表示内容を自ら決定している。

(3)ア ユナイテッドアローズは、本件38商品を一般消費者に供給するに当たり、平成18年10月から平成22年8月までの間、本件38商品の原産国について、別表の「表示媒体」欄に記載した下げ札又はタグ並びに自社ウェブサイト及び他社ウェブサイトにおいて、別表の「原産国の表示内容」欄のとおり記載した。

イ 前記アの表示に接した者は、本件38商品のうち品番1732-599-4760のバッグを除く37商品については、別表の「原産国の表示内容」欄に記載した国が原産国であると認識し、また、品番1732-599-4760のバッグについては、「モロッコ製」と記載された下げ札及び「Made in Japan」と記載された下げ札が取り付けられていることから、当該商品の原産国を判別することができない。

ウ 実際には、本件38商品の原産国は、別表の「実際の上原産国」欄に記載された国であった。

### 3 法令の適用

前記事実によれば、ユナイテッドアローズは、本件38商品の原産国について、景品表示法第4条第1項第3号の規定に基づく「商品の原産国に関する不当な表示」第1項及び第2項に該当する表示をしていたものであって、かかる行為は、景品表示法第4条第1項の規定に違反するものである。

### 4 法律に基づく教示

(1) 行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第57条第1項の規定に基づく教示

この処分について不服がある場合には、行政不服審査法第6条の規定に基づき、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、書面により消費者庁長官に対し異議申し立てをすることができる。

(2) 行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）第46条第1項の規定に基づく教示

訴訟により、この処分の取消しを求める場合には、行政事件訴訟法の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、国（代表者法務大臣）を被告として、この処分の取消しの訴えを提起することができる。

（注1）この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日から1年を経過すると、この処分の取消しの訴えを提起することができなくなる。

（注2）異議申し立てをして決定があった場合には、この処分の取消しの訴えは、その決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができる。ただし、その決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、その決定の日から1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することができなくなる。

## 別表

番号	品目 (品番)	表示媒体	原産国の表示内容	実際の実原産国	表示期間
1	Tシャツ (1117-599-1502)	下げ札	アメリカ製	エルサルバドル共和国	平成18年10月～ 平成21年3月
2	バンダ (1733-343-0141)	タグ	アメリカ製	中華人民共和国	番号2 平成19年1月～ 同年11月
3	(1733-343-0142)				番号3 平成19年1月～ 同年12月
4	ブックマーカー (1983-499-1339-9100)	タグ	フランス製	イタリア共和国	平成19年1月～ 平成21年6月
5	(1983-499-1340-9100)				
6	(1983-499-1341-9100)				
7	(1983-499-1342-9100)				
8	(1983-499-1343-9100)				
9	フォトフレーム (1983-499-1335-0700)	タグ	フランス製	イタリア共和国	平成19年1月～ 平成21年6月
10	(1983-499-1336-0700)				
11	(1983-499-1337-0700)				
12	(1983-499-1338-0700)				
13	バンダ (1733-343-0135、 1733-343-0575)	・タグ ・ZOTOTOWN (1733-343-1861のみ)	アメリカ製	中華人民共和国	番号13 平成19年2月～ 同年11月及び 平成20年1月～ 同年5月
14	(1733-343-0138)				番号14 平成19年2月～ 同年12月
15	(1733-343-4683、 1733-343-1861)				番号15 平成19年8月～ 同年12月及び 平成21年1月～ 同年8月
16	シャツ (1111-599-2429)	・下げ札 ・ZOTOTOWN	中国製	日本国	平成20年2月～ 平成21年5月
17	バッグ (1832-343-2304)	・下げ札 ・ZOTOTOWN	イタリア製	中華人民共和国	平成20年8月～ 同年12月
18	(1832-343-2305)				
19	(1832-343-2306)				
20	シューケア用ブラシ (3148-499-0523)	タグ	イタリア製	ドイツ連邦共和国	平成21年1月～ 平成22年3月
21	シューケア用ブラシ (6148-404-0023)	タグ	イタリア製	ドイツ連邦共和国	平成21年1月～ 平成22年5月
22	・ポット型浄水器 (1984-499-0329)	タグ	中国製	ドイツ連邦共和国	平成21年2月～ 平成22年4月
23	・ポット型浄水器カートリッジ (1984-499-0330)				

番号	品目 (品番)	表示媒体	原産国の表示内容	実際の実原産国	表示期間
24 25 26 27 28	Tシャツ (1169-599-1105) (1169-599-1106) (1169-599-1107) (1169-599-1108) (1169-599-1110)	・下げ札 ・ZOZOTOWN	日本製	中華人民共和国	平成21年7月～ 同年8月
29	バッグ (1732-599-4524)	下げ札	日本製	中華人民共和国	平成21年9月
30	コットンニット (7413-563-0184)	下げ札	日本製	中華人民共和国	平成21年11月～ 同年12月
31	旅行用洗剤 (6723-499-0132)	タグ	イギリス製	中華人民共和国	平成21年12月
32	ジャケット (1259-599-0189)	下げ札	日本製	中華人民共和国	平成21年12月～ 平成22年2月
33	帽子 (1828-499-0018)	・下げ札 ・ZOZOTOWN	ベトナム製	中華人民共和国	平成22年4月～ 同年5月
34	バッグ (1732-599-4760)	下げ札 (2種類)	・モロッコ製 (下げ札①) ・Made in Japan (下げ札②)	モロッコ王国	平成22年4月～ 同年6月
35	海水パンツ (3843-599-0014)	下げ札	日本製	中華人民共和国	平成22年5月
36	スポンジ (1989-499-1629)	・下げ札 ・ZOZOTOWN	オーストリア製	イタリア共和国	平成21年9月～ 平成22年5月
37	指輪 (1833-699-5337)	・タグ ・UNITED ARROWS LTD. ONLINE STORE ・au one Brand Garden ・iLumine ・ZOZOTOWN	日本製	中華人民共和国	平成22年6月～ 同年7月
38	ヘアバンド (1833-599-5262)	・タグ ・ZOZOTOWN	中国製	日本国	平成22年8月

注 「UNITED ARROWS LTD. ONLINE STORE」は「UNITED ARROWS LTD. ONLINE STORE」と称するウェブサイト、「i Lumine」は「iLumine」と称するウェブサイト、「au one Brand Garden」は「au one Brand Garden」と称するウェブサイト、「ZOZOTOWN」は「ZOZOTOWN」と称するウェブサイトである。